

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

総合的な支援

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市構造再編集中支援事業	○	—○	—	—○	都市再生特別措置法、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】 1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 【交付率】 4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
新しい地方経済・生活環境創生交付金	○	○	—	○	地域再生法(第5条第4項第1号)	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設し、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。 【交付率】 1/2等	内閣府 地方創生推進室 地方創生推進事務局
地域再生支援利子補給金	○	—	—	○	地域再生法	地方創生(地域再生計画)に資する事業を行う民間事業者が、当該事業を実施するうえで必要な資金を指定金融機関から借り入れる場合に、予算の範囲内で、利子補給金(利子補給率:最大0.7%、支給期間:5年間)を支給する。	内閣府 地方創生推進事務局 利子補給担当
総合特区支援利子補給金	○	—	—	○	総合特別区域法	地方創生(総合特別区域計画)に資する事業を行う民間事業者が、当該事業を実施するうえで必要な資金を指定金融機関から借り入れる場合に、予算の範囲内で、利子補給金(利子補給率:最大0.7%、支給期間:5年間)を支給する。	内閣府 地方創生推進事務局 利子補給担当
国家戦略特区支援利子補給金	○	—	—	○	国家戦略特別区域法	地方創生(区域計画)に資する事業を行う民間事業者が、当該事業を実施するうえで必要な資金を指定金融機関から借り入れる場合に、予算の範囲内で、利子補給金(利子補給率:最大0.7%、支給期間:5年間)を支給する。	内閣府 地方創生推進事務局 利子補給担当
スマートシティ実装化支援事業	○	—	—	—	—	データや新技術を活用し、まちなかの魅力向上などスマートシティの分野で、全国の牽引役となる先駆的な取組を行うモデルプロジェクトを募集し、スマートシティの取組を支援。 特に、国として戦略的に取り組む政策分野のスマートシティ施策を重点的に支援する。	国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課、 市街地整備課
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	○	—	—	—	—	地方公共団体等による3D都市モデルの整備・更新経費、3D都市モデルを活用したユースケース開発経費、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進経費に対して支援を実施。 ・立地シミュレーションによる効果的な立地適正化計画の策定や災害リスク情報の可視化等、多様な分野において3D都市モデルの活用を図る。 【補助率】 ・通常タイプ 1/2 ・早期実装タイプ 定額(上限1,000万円) ・間接補助タイプ 地方公共団体の補助額の1/2 又は全体事業費の1/3のいずれか低い額 関連URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojio.html	国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	○	—	—	—	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)交付要綱 等	地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。	環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室
地域脱炭素推進交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)	○	一部○	—	—	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱等	民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援を行う。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。	環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課
集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)	○	—	—	—	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱 等	立地適正化計画等に基づくコンパクトなまちづくりを、計画の策定、合意形成、建築物跡地の適正管理などソフト施策を中心に総合的に支援する。	国土交通省 都市局 都市計画課

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

①地域公共交通との連携の視点

○都市をコンパクト化して医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約する際、高齢者をはじめとする住民がこれらの日常生活に必要なサービスを身近に享受できるようにするためには、拠点へのアクセスや拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通の維持・充実について一体的に検討する必要がある。一方で、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に当たっては、拠点エリアへの都市機能の誘導や公共交通沿線への居住の誘導について一体的に検討する必要がある。(コンパクト・プラス・ネットワーク)

○このため、立地適正化計画と地域公共交通計画等において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に関する取組が整合をもって定められるよう、十分な調整が必要である。必要に応じて、両計画を一体的に策定することも考えられる。

1)地域公共交通等に関する計画策定の際に活用できる支援措置

施策等の名称	予算 措置の 有無	地方財 政措置 の有無	税制 措置の 有無	根拠法 の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通調査等事業)	○	一部○	—	—	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 等	地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に向けた取組を支援。 交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定への支援の特例措置により後押し。 【補助率】 1/2 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	国土交通省 総合政策局 地域交通課
街路交通調査費	○	○	—	○	道路法56条の道路に関する調査に該当	総合的な都市交通マスタープラン等を策定する総合都市交通体系調査や、都市・地域総合交通戦略等の計画策定に向けた取り組みを支援。 【補助率】 1/3	国土交通省 都市局 都市計画課 街路交通施設課
地域公共交通計画等の作成と運用の手引き	—	—	—	—	—	地域公共交通計画等の作成に当たり、計画の作成手順、考え方を示した「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を作成・公表。 関連URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html	国土交通省 総合政策局 地域交通課
地域内の共同輸配送の促進	○	—	—	○	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	物流の効率化・低炭素化、まちの景観や歩行空間の維持・改善等を図るため、2以上の者(物流事業者、荷主企業等)が連携して地域内配送の共同化や複合化を行う。 総合効率化計画(物流の効率化・低炭素化に向けた事業に係る計画)の計画策定経費等に対して支援。	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課

2)地域公共交通に関する事業に活用できる支援措置

施策等の名称	予算 措置の 有無	地方財 政措置 の有無	税制 措置の 有無	根拠法 の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域公共交通確保維持改善事業	○	一部○	一部○	一部○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 等	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援。	国土交通省 総合政策局 地域交通課
日本版MaaS推進・支援事業 (「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)	○	—	—	一部○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 等	複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するMaaSを活用して、移動環境の向上やコンテンツ連携による地域課題解決に資する取組に対して支援。	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課
都市・地域交通戦略推進事業	○	○	—	—	都市・地域交通戦略推進事業交付要綱、社会資本整備総合交付金要綱 等	コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様な交通モードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。 【補助率】 1/3、1/2[立地適正化計画に位置付けられた事業等]	国土交通省 都市局 街路交通施設課
街路事業	○	○	—	○	社会資本整備総合交付金交付要綱 等	都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備(交通結節点の整備等も含む)に対して支援。	国土交通省 都市局 街路交通施設課
まちなかウォークアブル推進事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法、都市再生推進事業費補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進 【補助率】 1/2	国土交通省 都市局 街路交通施設課
都市構造再編集集中支援事業	○	—○	—	—○	都市再生特別措置法、都市構造再編集集中支援事業費補助金交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】 1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等)	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 【交付率】 4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型、街なか居住再生型)	○	○	—	—	社会資本整備総合交付金交付要綱等	市街地住宅等整備事業において、駅施設整備に対する住宅等整備事業者の負担について支援 【補助率】 1/2、1/3	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出融資制度	○	—	—	○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等	バス・タクシー・鉄道等に係る交通DX・交通GXによる利便性向上と経営力強化を図る事業に対して、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が出融資を行う。	国土交通省 総合政策局 参事官(交通産業)
鉄道駅総合改善事業 (次世代ステーション創造事業)	○	○	○	—	鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱	まちづくりと一体となった駅の改良、駅の改良にあわせて行うバリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設、地域交流拠点施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して補助を行っている。 【補助率】 1／3(バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅は補助率1/2) 【税制措置】 固定資産税、都市計画税 (エレベーター及びホームドア)	国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
都市鉄道利便増進事業(速達性向上事業)	○	○	○	○	都市鉄道等利便増進法、都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱 等	以下の項目について支援を行う。 ・既存の都市鉄道ネットワークを有効活用した連絡線の整備、相互直通化 ・列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備 【補助率】 1／3 【税制措置】 固定資産税、都市計画税	国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
都市鉄道整備事業 (地下高速鉄道)	○	○	—	—	地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱	新線建設費、耐震補強工事及び駅のバリアフリー化等のための大規模改良工事費について支援を行う。 【補助率】 35%	国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
医療施設等設備整備費補助金 (へき地患者輸送車(艇)整備事業)	○	—	—	○	医療施設等設備整備費補助金交付要綱 等	都道府県等が行う、無医地区等から近隣医療機関へ患者を搬送するための患者輸送車、患者輸送艇等の設備整備に対する支援。	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室
低炭素化に向けたLRT・BRT導入 利用促進事業	○	—	—	—	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業)交付要綱等	マイカーからの転換を目的としたLRT・BRTの導入に係る経費の一部を支援。	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 炭素モビリティ事業室

3) 歩行空間等の改善に活用できる制度

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
駐車場法の特例制度	—	—	—	○	都市再生特別措置法	市町村が立地適正化計画に「駐車場配置適正化区域」を設定し、「路外駐車場配置等基準」及び「集約駐車施設の位置・規模」を定めることにより、路外駐車場の配置の適正化、附置義務駐車場の集約化等の駐車場法の特例制度の適用が可能となる。(平成26年改正)	国土交通省 都市局 街路交通施設課
都市・地域交通戦略推進事業	○	○	—	—	都市・地域交通戦略推進事業交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。 【補助率】 1／3、1／2[立地適正化計画に位置付けられた事業等]	国土交通省 都市局 街路交通施設課
都市構造再編集集中支援事業	○	—○	—	—○	都市再生特別措置法、都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】 1／2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等)	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	〇市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 【交付率】 4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
まちなかウォーカブル推進事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法、都市再生推進事業費補助交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進 【補助率】 1／2	国土交通省 都市局 街路交通施設課
まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン(第2版)	—	—	—	—	—	道路交通の円滑化のみならず、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり、土地の有効活用など、より包括的なまちづくりを見据え、駐車場施策の検討を進めて行く必要があることから、これまでのガイドラインの基本編と実践編を統合・再編し、最近の動向を考慮して時点更新を行い、「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン(第2版)」として策定、地方公共団体に周知(令和5年4月改訂) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000085.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市計画課 街路交通施設課
まちの活性化を測る歩行量調査のガイドライン	—	—	—	—	—	コンパクト・プラス・ネットワークの各施策をより効率的、効果的に進めていくために、まちの活性化を定量的に測ることが重要であることから、まちの活性化と歩行者量の関係に着目し、関係性について検証するとともに、歩行者量の特性を踏まえ、その調査手法、留意点等についてガイドラインとして取りまとめ、平成30年6月発出 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000034.html	国土交通省 都市局 都市計画課
都市のスポンジ化対策 活用スタディ集	—	—	—	—	—	都市再生特別措置法の改正により新たに創設した制度のうち、広く活用が期待される「低未利用土地権利設定等促進計画」及び「立地誘導促進施設協定」について、参考となる活用イメージを提案(平成30年8月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html	国土交通省 都市局 都市計画課

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

②都市再生・中心市街地活性化との連携の視点

○中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画による施策の相乗効果をあげるためには、両計画を連携をとって作成することを通じ、都市機能誘導区域と中心市街地の区域の設定や、誘導・集約しようとする施設についての調整を図ることなどが必要となる。
○また、都市機能誘導区域において、必要な生活サービス施設の誘導・集約が促進されるとともに、まちの拠点として賑わいを創出するという観点から、都市機能の効果的な立地誘導が促進されるよう施策を講ずる必要がある。

1) 中心市街地の活性化等に対する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域再生エリアマネジメント負担金制度	－	－	－	○	地域再生法	地域再生法に基づき、市町村が3分の2以上の事業者の同意を要件として、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用に充てるため、活動区域内の受益者である事業者から負担金を徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する制度。 地域再生に資するエリアマネジメント活動の安定的な活動財源を確保することで、来訪者や滞在者の増加による事業機会の拡大や収益性の向上を図る。 制度の内容や必要な手続を解説したガイドラインを平成31年3月策定(令和2年3月改訂)。	内閣府 地方創生推進事務局
商店街活性化促進事業	－	－	－	○	地域再生法	地域再生法に基づき、市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援。 また、計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続を整備。	内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 内閣府 地方創生推進事務局
商店街等活性化支援事業(「独」中小企業基盤整備機構運営費交付金)	○	－	－	○	中心市街地の活性化に関する法律第15条第7項	中心市街地または商店街を中心とした広がりのあるエリアにおいて実施する事業並びに事業を推進する組織に対して、中心市街地活・商店街の活性化に関する知見・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、地域経済の自律的な循環や活性化を図る取組を後押しする。	中小企業庁 経営支援部 商業課
特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定	－	－	－	○	・中心市街地の活性化に関する法律第50条～第53条	地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトに対して経済産業大臣が認定し、低利融資等の支援を実施。 【日本政策金融公庫からの低利融資】特利3、貸付額最大7.2億円	中小企業庁 経営支援部 商業課
民間中心市街地商業活性化事業計画の認定	－	－	－	○	中心市街地の活性化に関する法律第42条～第46条	中心市街地の小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業を経済産業大臣が認定し、民間活力が十分に発揮される環境整備を推進。	中小企業庁 経営支援部 商業課
特定民間中心市街地活性化事業計画の認定	－	－	○	○	・中心市街地活性化法第48条 ・租税特別措置法第34条の2、同法第65条の4、同法第68条の75	中小小売商業構造の高度化に資する事業等を経済産業大臣が認定し、中小小売商業における経営の構造改革を推進。 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地等であって、当該事業が租税特別措置法に定める所定の要件を満たすものを、認定事業者に譲渡した場合、1500万円を限度として、譲渡所得の特別控除が可能。 【税制措置】所得税	中小企業庁 経営支援部 商業課
企業活力強化貸付における企業活力強化資金	－	－	－	○	・中心市街地の活性化に関する法律第77条 ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上 v) 地域中核企業への支援	(1) 中心市街地において、卸・小売、飲食店及びサービスを営む者(商店街振興組合、事業協同組合等を含む)に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得等の事業に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施。 (2) 中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域において、次に定める事業を行う者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施。 ① 民間事業者・まちづくり会社等が、認定経済活力向上事業計画に基づいて行う事業(事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金) ② 中小企業者が行う、認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業合理化及び共同化等を図るための設備等資金	中小企業庁 経営支援部 商業課

2) まちなかにおける都市機能の誘導・更新、市街地整備等に対する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市構造再編集集中支援事業	○	－○	－	－○	都市再生特別措置法、都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等)	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	－	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 【交付率】4割	国土交通省 都市局 市街地整備課

都市再生整備計画事業 (歴史まちづくりの推進)	○	○	—	—	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)交付要綱 等	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。 【交付率】 4割(歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市・地域交通戦略推進事業	○	○	—	—	都市・地域交通戦略推進事業交付要綱、社会資本整備総合交付金要綱 等	コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様な交通モードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。 【補助率】 1/3、1/2〔立地適正化計画に位置付けられた事業等〕	国土交通省 都市局 街路交通施設課
まちなかウォーカブル推進事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法、都市再生推進事業費補助交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の 既存ストックの再・利活用 、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進 【補助率】 1/2	国土交通省 都市局 街路交通施設課
官民連携まちなか再生推進事業	○	—	—	—	官民連携都市再生推進事業制度要綱、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱	官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、未来ビジョンに基づく自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等に要する経費を支援。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
景観改善推進事業	○	—	—	—	景観改善推進事業費補助金交付要綱	景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
都市再生区画整理事業	○	○	—	—	土地区画整理法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を目的とする土地区画整理事業への支援。	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再開発支援事業 (都市局) 基本計画等作成等事業 (住宅局)	○	○	—	—	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)交付要綱 等	市街地再開発事業等を一体的かつ総合的に促進するための地方公共団体による計画策定・コーディネートに要する経費を支援する。	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 【補助率】 1/3 【税制措置】所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税、固定資産税等	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
優良建築物等整備事業	○	—	—	—	優良建築物等整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。 【補助率】 1/3	国土交通省 住宅局 市街地建築課
共同型都市再構築業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号	地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業等に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持分を事業者へ譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年以内の半年賦又は10年以内の一括弁済で民都機構に返済。 平成30年度より、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体等へ賃貸する、「公民連携促進型」を同機構の業務に追加。これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリスクを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の更新・再編等を加速化。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
まち再生出資業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	都市再生特別措置法第103条等	市町村が定める立地適正化計画等の区域内において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構を通じて、立ち上げ支援を行う。 また、支援の手法について、事業者等が発行する劣後特約社債の取得を行うファンドへの出資による支援を追加する。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
メザニン支援業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	都市再生特別措置法第71条等	特定の区域において行われる防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対して、民間都市開発推進機構によるメザニン資金(貸付・社債取得)の提供を通じて、一般的に調達が難しいとされるミドルリスク性資金を長期安定的に供給。追加の環境要件を満たす大規模な民間都市開発事業に対する支援においては、より長期で安定的な資金供給を行うために貸付期間の延長(20年以内→40年以内)を行う。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

まちづくりファンド支援業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	民間都市開発の推進に 関する特別措置法第4条 第1項第6号	一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資する、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に対して出資・融資等により支援。 まちづくりファンド支援事業において支援対象となっている、民間まちづくり事業と関連した一体不可分なソフト事業の対象事業に、民間まちづくり事業により整備した施設を活用し、成果指標の達成のために行う事業を含めて支援。【マネジメント型まちづくりファンド支援事業】 景観形成等に資する民間まちづくり事業を、クラウドファンディングによる「志あるお金」の調達と併せ、まちづくりファンドから助成等により支援。【クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業】 活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付(ふるさと納税)等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、都市利便増進協定等をもとに一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、民都機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて支援。【共助推進型まちづくりファンド支援事業】 老朽ストックのリノベーション等を通じて、多様な働き方を支えるテレワーク拠点等や都市にゆとりをもたらす緑・オープンスペース等の整備に対して民都機構と金融機関等が連携してファンドを立ち上げ、出資等により支援。また、老朽ストック等のリノベーション等を行う際にあわせて脱炭素に資する設備の整備を行う事業を支援対象に追加【老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業】	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
まちなか公共空間等活用支援事業 (民都機構による支援)	○	—	—	○	都市再生特別措置法第 122条第1項第2号	都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等(カフェ等も併せて整備)により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構が低利貸付により金融支援。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
居心地が良く歩きたくなるまちなか 創出のための特例措置 【税制措置】 固定資産税・都市計画税	—	—	○	○	都市再生特別措置法第 46条、地方税法附則第15 条	滞在快適性等向上区域において、民間事業者等(土地所有者等)が、市町村による公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じる。 ①民地のオープンスペース化に係る課税の特例 【土地(固定資産税・都市計画税)・償却資産(固定資産税)】 オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産の課税標準額を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減(参酌基準1/2) ②建物低層部のオープン化に係る課税の特例 【家屋(固定資産税・都市計画税)】 低層部の階をオープン化(※改修に限る)した家屋について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの課税標準額を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減(参酌基準1/2)	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
都市再生コーディネート (都市再生機構による支援)	○	—	—	○	独立行政法人都市再生 機構法第11条第1項第6 号	立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市再生機構が、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を実施。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 国土交通省 住宅局 住宅企画官付 市街地建築課 市街地住宅整備室
まちなか再生・まちなか居住推進 のための環境整備の推進 (都市再生機構による支援)	○	—	—	○	独立行政法人都市再生 機構法第11条第1項第1 号	都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 国土交通省 住宅局 住宅企画官付 市街地建築課 市街地住宅整備室
都市機能更新型土地区画整理事業等の推進 (都市再生機構による支援)	○	—	—	○	独立行政法人都市再生 機構法第11条第1項第1 号	都市再生機構において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市機能更新事業を行うことにより、都市機能の更新を促進。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 国土交通省 住宅局 住宅企画官付 市街地建築課
立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)を活用した都市のスポンジ化対策	—	—	—	○	都市再生特別措置法第 109条の2～第109条の4	低未利用土地等を活用した、地域利便の確保・維持に資する施設の整備を促進するため、地権者が全員合意により、当該施設の整備・管理を地方公共団体に代わり自ら行う新たな協定制度を創設。 協定を締結した後に地権者になったものにも効力を及ぼす「承継効」を付与 【税制措置】※令和4年3月31日までに認可を受けた協定に適用 固定資産税、都市計画税 関連URL:都市のスポンジ化対策 活用スタディ集 http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html	国土交通省 都市局 都市計画課
低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置	—	—	○	—	都市再生特別措置法第 109条の14～第109条の 21、租税特別措置法第83 条の2、地方税法附則第 11条	市町村が、地域内に散在する低未利用土地の利用意向を捉えて、関係地権者等の合意を得ながら、計画を策定し、必要な利用権の設定等を促進する制度を創設。 計画に基づく土地等の取得等に係る流通税(登録免許税・不動産取得税)を軽減。 【税制措置】登録免許税、不動産取得税 関連URL:都市のスポンジ化対策 活用スタディ集 http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html	国土交通省 都市局 都市計画課
誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例	—	—	○	○	租税特別措置法第37条 の5	都市機能の導入事業(民間誘導施設等整備事業計画)に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対する課税の特例措置(特定民間再開発事業) 【税制措置】所得税	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 市街地整備課

都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	—	—	○	○	・都市再生特別措置法第119条 ・租税特別措置法第31条の2、第34の2、第62条の3、第65条の4 ・地方税法附則第34条の2	立地適正化計画に係る取組等に参画する都市再生推進法人等に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置 【税制措置】 所得税、法人税、個人住民税	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
クラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の再生の推進	—	—	—	—	—	小規模不動産特定共同事業の円滑な推進と投資家保護を図るため、事業者向けの実務手引書等を周知【平成30年4月】。 関連URL： https://www.vmi.co.jp/jpn/news/2017/12/h29stock-biz1228-hb-basic.pdf	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
地域の価値向上に向けた不動産投資市場の形成促進	○	—	—	—	—	不動産特定共同事業の意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめた「不動産特定共同事業（FTK）の利活用促進ハンドブック」を周知するとともに、地域の関係者等が参画する会議を開催し、関係者間の連携体制を構築することで、地方における不動産証券化に精通した人材の育成と、質の高い不動産ストックの形成促進を図る。	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置	—	—	○	—	・租税特別措置法第83条の3 ・地方税法附則第11条第12項	不動産特定共同事業を活用した民間投資を一層推進するため、特例事業者、適格特例投資家限定事業者及び小規模不動産特定共同事業者が取得する一定の要件を満たす不動産について、登録免許税及び不動産取得税の特例措置を講じる。 【税制措置】 登録免許税、不動産取得税	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
不動産特定共同事業（FTK）の利活用促進ハンドブック	—	—	—	—	—	事業者、自治体及び金融機関等の関係者に、不動産特定共同事業の活用を周知するため、FTKの意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめたハンドブックを周知【令和3年7月】。 関連URL： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001416203.pdf	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置	—	—	○	—	・租税特別措置法第83条の2の3 ・地方税法附則第11条第3～5項	Jリート及び特定目的会社が取得する一定の要件を満たす不動産について、登録免許税及び不動産取得税の特例措置を講ずる。 【税制措置】 登録免許税、不動産取得税	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
特定地域都市浸水被害対策事業	○	—	—	—	特定地域都市浸水被害対策事業実施要綱	下水道法に規定する「浸水被害対策区域」や都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設等の整備、民間事業者等による雨水貯留施設・雨水浸透施設等の整備に係る経費の一部を補助。なお、浸水被害対策区域においては官民連携浸水対策下水道事業も活用可能。	国土交通省 大臣官房参事官（上下水道技術）付
まちの活性化を測る歩行量調査のガイドライン	—	—	—	—	—	コンパクト・プラス・ネットワークの各施策をより効率的、効果的に進めていくために、まちの活性化を定量的に測ることが重要であることから、まちの活性化と歩行者量の関係に着目し、関係性について検証するとともに、歩行者量の特性を踏まえ、その調査手法、留意点等についてガイドラインとして取りまとめ、平成30年6月発出 関連URL： http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000034.html	国土交通省 都市局 都市計画課

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

③健康・医療・福祉との連携の視点

○人口減少社会のまちづくりでは、医療・介護サービスだけでなく、住まいや移動等、生活全般にわたる支援を併せて考える必要がある。
○そのため、コンパクトシティ形成の取組と、医療・介護サービスの有機的な連携も見据えた医療施設、介護施設等の立地と連携が必要である。

1)地域包括ケアシステムの構築等に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
スマートウェルネス住宅等推進事業	○	—	○	—	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱 等	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことのできる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備等に対する支援を実施する。 【補助率】 1/10 等 【税制措置】(サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制) 固定資産税、不動産取得税	国土交通省 住宅局 安心居住推進課 市街地建築課 参事官(マンション・賃貸住宅担当)付
多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○	—	—	—	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱 等	福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域医療介護総合確保基金	○	○	—	○	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第6条	中長期的な人口構造の変化に伴う地域の医療ニーズに応じた質の高い効率的な医療提供体制を確保するため、各都道府県における地域医療構想の推進や医療従事者の確保などの取組に対する支援を目的として、平成26年度から消費税増加分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施している。	厚生労働省 医政局 地域医療計画課
地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業	○	—	—	—	—	・地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。 ・重点支援区域への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方策の検討を行っている。 ・モデル推進区域への区域の課題解決に向けてアウトリーチの伴走支援を行う。	厚生労働省 医政局 地域医療計画課

2)ガイドラインの発出や要綱改訂等

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン	—	—	—	—	—	多くの市民が自立的に、また必要に応じて地域の支援を得て、より活動的に暮らせるまちづくりの取組を推進するため、地方公共団体向けに発出(平成26年8月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000055.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市計画課 街路交通施設課
健康・医療・福祉のまちづくりの手引き ー地区レベルの診断と処方箋ー	—	—	—	—	—	健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドラインで示されている都市全域を対象とした診断等を踏まえ、地区レベルの評価指標等(「診断ー地区レベルの課題の発見と分析(課題の見える化)」や「処方箋ー地区レベルの課題への対応」等)について、手順や方法、留意点等を解説(平成30年7月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000055.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市計画課 街路交通施設課
まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量(歩数)調査のガイドライン	—	—	—	—	—	まちづくりにおける健康増進効果を把握するための指標となり得る「日常生活における歩行量(歩数)」に着目し、その特性、調査手法、歩行による健康増進効果の見える化等に関するガイドラインを策定し、地方公共団体向けに発出(平成29年3月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000055.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市計画課 街路交通施設課
コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進	—	—	—	—	地域医療介護総合確保基金管理運営要領	・介護施設の整備助成事業の選定に当たり、コンパクトシティ形成に資する事業を優先的に配慮する旨を追加。 (平成28年7月改正) ・「①地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大」、「②2つ以上の施設の集約化・ダウンサイジング等に取り組む施設への支援」を令和7年度予算において新たなメニューに追加し、過疎地域に所在する介護施設等の集約化・ダウンサイジングの事業の実施にあたっては、事業実施後の介護施設等が立地適正化計画に記載される居住誘導区域その他市町村長が居住を誘導する必要があると認める地域又はそれらの近傍の地域に立地することを要件とする方向で検討中。	厚生労働省 老健局 高齢者支援課

3) 中心拠点・生活拠点形成に向けた支援措置

施策等の名称	予算 措置の 有無	地方財 政措置 の有無	税制 措置の 有無	根拠法 の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市構造再編集集中支援事業	○	－○	－	－○	都市再生特別措置法、都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】 1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	－	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 【交付率】 4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
まちなかウォークラブル推進事業	○	○	－	○	都市再生特別措置法、都市再生推進事業費補助交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進 【補助率】 1/2	国土交通省 都市局 街路交通施設課
UR団地における地域医療福祉拠点化の推進	○	－	－	－	－	既存のUR団地において医療福祉施設等の誘致・集約を図り、団地周辺地域も含めた医療福祉拠点の形成を図る。	国土交通省 住宅局 住宅企画官付

4) 医療計画制度による支援措置

施策等の名称	予算 措置の 有無	地方財 政措置 の有無	税制 措置の 有無	根拠法 の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
医療提供体制施設整備交付金	○	－	－	－	医療提供体制施設整備交付金交付要綱 等	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行う。 なお、本交付金は、医療計画制度の実行性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。	厚生労働省 医政局 地域医療計画課
医療計画（医療提供体制確保に関する基本方針 等）	○	－	－	○	医療法第30条の3 医療法第30条の4	医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、国は基本方針を示している。都道府県においては、この基本方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めている。	厚生労働省 医政局 地域医療計画課

5) バリアフリー環境整備に向けた支援措置

施策等の名称	予算 措置の 有無	地方財 政措置 の有無	税制 措置の 有無	根拠法 の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
バリアフリー環境整備促進事業	○	－	－	－	社会資本整備総合交付金交付要綱等	高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。 【補助率】 1/3	国土交通省 住宅局 市街地建築課
地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業） （地域公共交通バリアフリー化調査事業）	○	一部○	一部○	一部○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 等	高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化や公共交通の利用環境改善（LRT、BRTの導入等）等を一体的に支援するとともに、市町村が実施する地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査に要する経費について支援を行う。 【補助率】 （地域公共交通バリア解消促進等事業）1/3等 （地域公共交通バリアフリー化調査事業）1/2 【税制措置】 （地域公共交通バリア解消促進等事業）固定資産税、都市計画税 関連URL： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	国土交通省 総合政策局 地域交通課 安心生活政策課

6) 健康増進に向けた支援措置

施策等の名称	予算 措置の 有無	地方財 政措置 の有無	税制 措置の 有無	根拠法 の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域の健康増進活動支援事業	○	－	－	－	地域の健康増進活動支援事業公募要項 等	健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成 やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組のうち、全国統一的に展開する全国規模の事業、地域の特色や特性に沿った取組を実施する事業のそれぞれについて、財政的支援を行う。 平成29年度からは、住民の健康増進の実現に向けたまちづくりの計画等に即した事業等について優先的に取り扱い。 関係URL： http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081036.html	厚生労働省 健康局 健康課

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

④子育て支援との連携の視点

○子育て支援部門が子育て環境の持続的な確保を図る背景と都市計画部門がコンパクトシティ化を進める背景は共通している。
○そのため、各部門の施策の推進に向けて、地域の実情に応じた子育て支援の展開を、まちづくりと一体的に推進する必要がある。

1) 中心拠点・生活拠点形成に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
都市構造再編集集中支援事業	○	－○	－	－○	都市再生特別措置法、都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共施設誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】 1/2 (都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45% (居住誘導区域内等)	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	－	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 【交付率】 4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
まちなかウォークアブル推進事業	○	○	－	○	都市再生特別措置法、都市再生推進事業費補助交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の 既存ストックの再編 ・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きやすくなる」まちなかづくりを推進 【補助率】 1/2	国土交通省 都市局 街路交通施設課

2) 待機児童解消等の推進に向けた支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	○	○※1	－	○	・就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱 ・児童福祉法56条の4の3 ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所・認定こども園等に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付。 また、賃貸物件により小規模保育事業所等を設置するための改修等に必要経費を補助。 なお、「 保育提供体制の確保のための実施計画 」の「 待機児童対策 」もしくは「 人口減少対策 」の採択を受けている自治体に対しては、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を行い、保育所・認定こども園等の整備を推進。 さらに、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に盛り込まれた「こども誰でも通園制度」の事業 実施 に伴う整備等の支援も行う。	こども家庭庁 成育局 保育政策課
賃借料加算の充実(公定価格の改善事項)	○	○※1	－	○	・子ども・子育て支援法第27条第2項等 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	保育所等の用に供する建物が賃貸物件である施設について、一定の要件を満たす場合、公定価格において加算(賃借料加算)がなされているところ。 平成28年度において、平成27年度までの公定価格における賃借料加算を実態に対応した水準に見直した。	こども家庭庁 成育局 保育政策課
多様な保育の充実	○	○	－	－	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を利用した送迎を実施するために必要な経費を補助する。 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務所経費等に必要な費用を支援する。	こども家庭庁 成育局 保育政策課
保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置(家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)	－	－	○	－	・地方税法第349条の3第28項、第29項及び第30項 ・地方税法第73条の14第11項、第12項、第13項	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1名以上5人以下)の用に直接供する家屋及び減価償却(他の用途に供されていないものに限る。)に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例制度。 平成29年度においては、課税標準について、市町村の条例で定める割合(価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内)とする。 また、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1名以上5人以下)の用に直接供する家屋(他の用途に供されていないものに限る。)に係る不動産取得税の課税標準の特例措置。 平成29年度においては、課税標準について、都道府県の条例で定める割合(価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内)とする。 【税制措置】 固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税 等	こども家庭庁 成育局 保育政策課

※1 公立の保育所及び認定こども園については地方財政措置を受けている。

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

⑤都市農業との連携の視点

○都市農地は、良好な景観の形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能等を有していることから、コンパクトシティの形成の促進にあわせて、良好な市街地環境を形成する観点から、その保全・活用を図ることが必要である。
○市街化区域内の農地については、生産緑地制度の活用を図るとともに、都市農業振興施策と連携した農地の有効活用を促進することが重要である。
○また、コンパクトシティの実現に向けては、誘導区域の外側における開発を抑制し、持続可能な土地利用方策を確立することが不可欠であるため、有効な土地利用の在り方として、農地の役割がますます重要となる。

1)農地保全・活用施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)	○	—	—	—	農山漁村振興交付金交付等要綱	都市農業の振興を通じて、都市農業の多様な機能が発揮されるよう、下記の取組を支援する ・農業者、自治体住民等を対象とした専門家の派遣、講習会の開催、啓発事業の実施 ・都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の理解醸成の取組、周辺環境対策として農業飛散防止施設や農作業体験のための附帯施設等の整備 ・マルシェ等の開催による交流促進 ・防災兼用井戸の整備等、防災協力農地が持つ防災機能の維持・強化、住民への周知活動 ・今後の都市農業のモデルとなる有機農業等の普及、農村ファンの拡大、防災機能の強化に向けた取組 ・都市部の空間地を活用した都市農地の創設や農的空間の創出、三大都市圏特定市以外の市町村における生産緑地の導入に向けた体制づくりを支援	農林水産省 農村振興局 農村計画課 都市農業室
都市農地の賃借の円滑化に伴う税制上の措置	—	—	○	○	租税特別措置法	都市農地(生産緑地地区内の農地)の賃借の円滑化を図るため、都市農地の賃借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)に規定する認定事業計画に基づく賃付等が行われた農地について、相続税の納税猶予を適用する。 【税制措置】相続税	農林水産省 農村振興局 農村計画課 都市農業室
都市農地の保全のための所要の措置	—	—	○	○	生産緑地法 都市計画法 租税特別措置法 地方税法	都市農業振興基本計画(平成28年5月13日閣議決定)や都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)を踏まえ、都市農業の多様な機能の発揮や都市農地の保全・活用を推進するため、生産緑地や田園住居地域、地区計画区域内の農地に対して、税制措置を適用。 ・生産緑地地区 固定資産税等:農地評価、農地課税を適用 相続税等:納税猶予を適用 ・田園住居地域 固定資産税等:300㎡を超える部分に対して評価額を1/2に軽減する特例措置を適用 相続税等:納税猶予を適用 ・地区計画農地保全条例で許可制による制限を受ける農地 相続税等:納税猶予を適用 (参考)国土交通省HP 農と住の調和したまちづくり http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000071.html 【税制措置】相続税、贈与税、固定資産税、都市計画法、不動産取得税等	国土交通省 都市局 都市計画課 公園緑地・景観課
市民農園等整備事業	○	—	—	○	社会資本整備総合交付金交付要綱	まちの魅力・居住環境の向上を図ることや郊外部において都市的土地利用の転換を抑制し、緑と農が調和した市街地の形成に寄与するため、生産緑地等を買取り、市民農園として都市公園を整備する事業。 平成29年度より条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあっては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模まで法の改正による生産緑地地区の面積要件の緩和に伴い、生産緑地を買取り市民農園等となる都市公園を整備する場合の面積要件を緩和。 令和2年度においては、現行の都市公園に加え、地方公共団体やみどり法人が生産緑地を借りて開設する市民農園についても支援の対象に追加。 【補助率】1/2(施設)、1/3(用地)	国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室

2)その他の施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
市民緑地等整備事業	○	－	－	○	社会資本整備総合交付金交付要綱	地方公共団体等が市民緑地契約等に基づく緑地の利用又は管理のために必要な施設整備を行うことで、低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援を行う事業である。原則面積要件は2ha以上であるが、居住誘導区域等においては0.05ha以上に緩和している。 都市公園が未だ不足している地域において、土地所有者の協力の下、民間主体が空き地等を公園的な空間として整備・公開する取組を推進するため市民緑地認定制度を活用し、緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人が行う園路・広場等の施設整備に対しても支援。 【補助率】1/2	国土交通省 都市局 公園緑地・景觀課 緑地環境室
市民緑地認定制度	－	－	○	○	・地方税法附則第15条	緑地保全・緑化推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地のうち一定の要件を満たす土地について、固定資産税等の特例措置(3年間、課税標準率について2/3を参照して市町村の条例で定める割合に軽減)を講じる。 【税制措置】固定資産税、都市計画税	国土交通省 都市局 公園緑地・景觀課 緑地環境室
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	○	－	－	－	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱 等	居住誘導区域外に立地する一定規模以上の医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設を移転するときに、移転跡地の緑地等整備を支援し、立地適正化計画に跡地等管理等区域として位置づけられた、又は位置づけられる見込みの区域における建築物跡地等の管理上必要な敷地整備(芝生や花壇の設置等)を支援	国土交通省 都市局 都市計画課
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	○	－	－	－	社会資本整備総合交付金交付要綱 都市再生推進事業交付要綱	官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。 【補助率】 ①社会資本整備総合交付金(主に地方公共団体へ支援) ・地方公共団体(直接補助) 1/2(施設整備等)、1/3(用地取得) ・民間事業者等(間接補助) 地方公共団体が民間事業者等の補助に要する費用の1/2以内 で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の1/3以内 ②都市再生推進事業(民間事業者等へ支援) 1/2(施設整備等)	国土交通省 都市局 公園緑地・景觀課

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

⑥公共施設再編との連携の視点

〇まちづくりの観点から効率的・効果的に公的不動産の再編を行うためには、庁舎や公民館等の公共施設を集客力のある重要な都市機能と捉え、その再編に当たって拠点地区への集約化を図ったり、不足する生活サービス機能を誘導する種地として低未利用の公有地を活用するなど、コンパクトシティ形成施策と公的不動産の再配置・有効活用に向けた取組において立地を重要な要素として位置付け、これらの取組が連携して進められる必要がある。

1) まちづくりと連携した公共施設再編への取組に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用ガイドライン	—	—	—	—	—	コンパクトなまちづくりと連携した公共施設の再編や有効活用を図る手順等についてとりまとめ、地方公共団体向けに周知(平成26年4月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/PRE.html	国土交通省 都市局 都市計画課
集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)	○	—	—	—	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱 等	「まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン」に基づき作成されるPRE活用計画について、計画策定費を補助。 平成29年度より、PRE活用計画を作成する際の支援対象に、現行の地方公共団体に加え、地方公共団体と商工会議所等を含む「協議会」を追加。 【補助率】 1/2	国土交通省 都市局 都市計画課
不動産特定共同事業(FTK)の利活用促進ハンドブック	—	—	—	—	—	事業者、自治体及び金融機関等の関係者に、不動産特定共同事業の活用を周知するため、FTKの意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめたハンドブックを周知【令和6年7月】。 関連URL: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001519666.pdf	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課

2) 公共施設等総合管理計画の策定及び公共施設の集約化等に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
公共施設等の適正管理に係る地方財政措置(公共施設等適正管理推進事業債)	—	○	—	—	—	公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、 ①個別施設計画に位置付けられた公共施設等の集約化・複合化事業、転用事業 ②立地適正化計画に基づく地方単独事業 等に対し、元利金の償還に対し地方交付税措置のある地方財政措置等を講じる。	総務省 自治財政局 財務調査課
公共施設等の脱炭素化に係る地方財政措置(脱炭素化推進事業債)	—	○	—	—	—	地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー設備の導入、公共施設等のZEB化、公共施設等の省エネルギー化、公共施設等のLED照明の導入及び電動車の導入)に対し、元利金の償還に対し地方交付税措置のある地方財政措置等を講じる。	総務省 自治財政局 財務調査課

3) 国公有財産の最適利用を図る際に活用可能な支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
国公有財産の最適利用	—	—	—	—	—	国公有財産の総括機関である財務局が、地域の様々な課題の解決に向けて、地方公共団体や省庁、その他機関と相互に連携し、中長期的な観点から、庁舎をはじめとする公用財産等の最適利用に向けて調整を行っている。 国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用を促進するための相談窓口を設置。	財務省理財局国公有財産企画課 総務省自治財政局財務調査課 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

4) 地方公共団体が官民連携の推進に向けて活用可能な支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
先導的官民連携支援事業	○	—	—	—	先導的官民連携支援事業補助金交付要綱	「先導的官民連携支援事業」は、国土交通省が提示する、下記①～③の地方公共団体等からの応募を求める取組について、地方公共団体等が先導的な官民連携事業による解決を図るための調査を実施する場合に、調査委託費の全部又は一部を補助するもの。 ① 戦略的なインフラマネジメントを担う自治体の体制の確保 ② スモールコンセッションの推進 ③ 「PPP/PFI推進アクションプラン」に沿った取組や、地域性を考慮した独自性の高い取組 に係る先導的な官民連携事業※を実施しようとする地方公共団体等に対し、次の(イ)又は(ロ)に要する調査委託費を助成します。(詳細は別紙) (イ) 事業手法検討 : 官民連携事業の導入や実施に向けた検討 (ロ) 情報整備等 : 官民連携事業の導入判断等に必要情報の整備等 【補助率・補助限度額】 予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助(ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円)	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課
スモールコンセッションの推進	○	—	—	—	—	地方公共団体が所有・取得する空き家等の身近な遊休不動産について、民間の創意工夫を最大限に生かした小規模なPPP/PFI事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組みである、スモールコンセッションを推進。 【主な支援】 ・スモールコンセッション形成推進事業 地方公共団体が、廃校や古民家等の遊休公的施設を活用する「スモールコンセッション」に円滑に取り組めるよう、プロジェクトの初期段階における様々な課題の解決をサポートする専門家の派遣を行う。 関連URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-7-5.html ・スモールコンセッションプラットフォーム スモールコンセッションを推進するため、産官学金等の多様な主体が参加・連携する「スモールコンセッションプラットフォーム」を設立。プラットフォームにおいて、情報発信、マッチング機会の提供、事業手法・資金調達について調査検討を行う。 関連URL: https://www.mlit.go.jp/smcn/ ・民間提案型官民連携モデリング事業 民間提案に基づく新たな官民連携手法の構築に向けて、スモールコンセッションの推進に係る民間からの優良なシーズ提案について、当該シーズ提案を行った民間事業者と国土交通省が一体となって、モデル的に導入検討を行う。 関連URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_rd1_00099.html	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課
地方ブロックプラットフォームを活用したPPP/PFI案件形成の促進	○	—	—	—	—	産官学金からなる地方ブロックプラットフォームにおいて、PPP/PFI への理解向上や機運の醸成等を通じ、PPP/PFI 事業の案件形成を図るため、セミナー・研修、首長会議、官民対話等、イベントの企画立案・開催・運営を行うとともに、イベントに関するアンケート調査・分析・改善方策の検討等を行う。 関連URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-4-1.html	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課
PRE戦略を実践するための手引書	—	—	—	—	—	平成19・20年度に開催された「公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会」(PRE研究会)の検討結果を取りまとめたもの。地方公共団体がPRE戦略を立案・実行するための実践的な参考書として、PRE戦略の基本的な考え方や実務に必要な各種情報、事例等が記載されている。【平成21年5月(平成22年6月、平成24年3月改定)】 関連URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000190.html	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
公的不動産(PRE)の活用事例集	—	—	—	—	—	平成26年度に開催された「不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用の方針に関する検討会」において、不動産証券化手法等による公的不動産の活用事例の把握や各事例における課題の整理、今後の公的不動産の活用の具体的方策について検討した結果を取りまとめたもの。【平成27年5月】 関連URL: http://www.mlit.go.jp/common/001091355.pdf	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
公的不動産(PRE)ポータルサイト	—	—	—	—	—	全国の地方公共団体の保有する公的不動産に関する売却・貸付情報や有効活用に関するプロポーザルの公募、サウンディング調査の事業者募集等につき、地方公共団体の依頼に基づき掲載。 関連URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000102.html	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
公的不動産(PRE)の民間活用の手引き～不動産証券化手法を用いたPRE民間活用のガイドライン～	—	—	—	—	—	平成27年度に開催された「不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用の方針に関する検討会」での議論を踏まえ、PREの民間活用促進を図る地方公共団体向けの手引書として、民間側の資金調達手法の一つとして不動産証券化手法等を導入する場合の対応方法について、事業化段階での検討のポイントや留意点等を、事例を交えながら解説。【平成28年3月(平成30年3月改訂)】 関連URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000169.html	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
公的不動産(PRE)の民間活用推進のための人材育成支援	—	—	—	—	—	平成27年度に作成(平成30年3月改訂)した公的不動産(PRE)の民間活用の手引きを活用して地方公共団体職員の人材育成を支援する。具体的には、PREの民間活用を検討する地方公共団体に対し、不動産証券化手法等をはじめとしたPRE活用の知識やノウハウを勉強会やセミナーを通じて提供する。	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課

5) 公共施設の整備等に関する支援措置

施策等の名称	予算 措置の 有無	地方財 政措置 の有無	税制 措置の 有無	根拠法 の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
官民連携基盤整備推進調査費	○	—	—	—	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金交付要綱	官民連携による地域活性化に資する基盤整備を推進するため、民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化検討を支援する。 例えば、交通事業者による交通施設の更新、民間事業者による商業施設の改修、不動産会社によるリノベーション等の民間事業活動と一体的に実施する、駅前広場、駐車場、アクセス道路等の整備に係わる需要予測や概略設計、駐車場等の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性の検討等を支援する。 【補助対象・補助率】 地方公共団体(都道府県・市町村等)・1/2以内 関連URL: https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html	国土交通省 国土政策局 地方政策課
都市構造再編集中支援事業	○	—○	—	—○	都市再生特別措置法、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等)	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 【交付率】4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生区画整理事業	○	○	—	—	土地区画整理法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を目的とする土地区画整理事業への支援。	国土交通省 都市局 市街地整備課
市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 【補助率】1/3 【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税、固定資産税等	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
優良建築物等整備事業	○	—	—	—	優良建築物等整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。 【補助率】1/3	国土交通省 住宅局 市街地建築課
共同型都市再構築業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条1項第1号	地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業等に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持分を事業者に譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年以内の半年賦又は10年以内の一括返済で民都機構に返済。 平成30年度より、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体等へ賃貸する、「公民連携促進型」を同機構の業務に追加。これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリスクを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の更新・再編等を加速化。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
まち再生出資業務 (民都機構による支援)	○	—	—	○	都市再生特別措置法第103条等	市町村が定める立地適正化計画等の区域内において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構を通じて、立ち上げ支援を行う。 また、支援の手法について、事業者等が発行する劣後特約付社債の取得を行うファンドへの出資による支援を追加する。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
都市公園ストック再編事業	○	—	—	○	社会資本整備総合交付金交付要綱	立地適正化計画等に基づき行われる、子育て支援や高齢社会対応としての整備や、配置の適正化など、地方公共団体における都市公園ストックの機能や配置の再編を支援する。 【補助率】1/2(施設)、1/3(用地)	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

⑦住宅政策との連携の視点

○立地適正化計画において、居住誘導区域を設定し、当該区域への円滑な居住の誘導を図るため、住宅施策とコンパクトシティの形成に向けた取組の連携が必要である。
○空き家対策の推進、中古住宅・リフォーム市場の活性化、サービス付き高齢者向け住宅の整備等の住宅施策を講じながらコンパクトシティ形成に向けた取組を進めていく必要がある。

施策等の名称	予算 措置の 有無	地方財 政措置 の有無	税制 措置の 有無	根拠法 の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
地域住宅団地再生事業	—	—	—	○	地域再生法	地域再生法に基づき、住民の減少・高齢化等の課題を抱える住宅団地の再生を図るため、市町村が総合的な事業計画を作成し、土地利用、地域交通、福祉等の施策を推進する制度。 また、地域再生推進法人による地域住宅団地再生事業計画の提案制度の創設、支援措置の拡充により、官民共創による住宅団地再生を図る(令和6年改正)。	内閣府地方創生推進事務局
既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進	○	—	○	—	—	既存住宅の質の維持・向上等により既存住宅・リフォーム市場の活性化を図り、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えの円滑化を図る。	国土交通省 住宅局 住宅戦略官付 住宅生産課 参事官(住宅瑕疵担保対策担当)付 住宅経済・法制課 住宅経済・法制課住宅金融室 不動産・建設経済局 不動産業課
スマートウェルネス住宅等推進事業	○	—	○	—	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱 等	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備等に対する支援を実施する。 【補助率】 1/10 等 【税制措置】(サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制) 固定資産税、不動産取得税	国土交通省 住宅局 安心居住推進課 市街地建築課 参事官(マンション・賃貸住宅担当)付
公営住宅整備事業 (公営住宅の現地、非現地建替えに対する支援)	○	○	—	—	公営住宅等整備事業対象要綱 公営住宅整備事業等補助要領	公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する。(交付率:原則50%等) また市街地調整区域内、土砂災害特別警戒区域内等での現地建替えを行う場合、交付率を引き下げる。(交付率:原則1/3等)	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
UR団地における近接地建替えの実施	—	—	—	○	独立行政法人都市再生機構法第11条第13号	改正都市再生機構法(平成27年7月施行)に基づき、UR団地の建替えを現地のほか近接地においても実施可能とする。近接地に存する他の公営賃貸住宅団地とUR団地とを連携して再配置すること等により、コンパクトシティの形成を図る。	国土交通省 住宅局 住宅企画官付
住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型)	○	○	—	—	住宅市街地総合整備事業制度要綱等	既存市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、良質な住宅の供給や地区内の公共施設整備等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。 【補助率】 1/2、1/3 等	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
住宅市街地総合整備事業 (都市再生住宅等整備事業)	○	○	—	—	住宅市街地総合整備事業制度要綱等	住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の適切な事業推進を図るため、事業実施に伴い、住宅等を失うことにより住宅等に困窮することとなる者のための住宅等の整備、家賃負担に対し、国が必要な費用の一部を支援。	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
住宅市街地総合整備事業 (住宅団地ストック活用型)	○	○	—	—	住宅市街地総合整備事業制度要綱等	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援。	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
空き家対策総合支援事業	○	○	—	—	住宅市街地総合整備事業制度要綱等	空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援を行う。	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

地域居住機能再生推進事業	○	○	—	—	住宅市街地総合整備事業制度要綱等	多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。公的賃貸住宅の管理戸数の要件は、原則概ね1,000戸以上としているが、整備地区が三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等以外の居住誘導区域内等に存する場合には、管理戸数の合計が概ね100戸以上であることに緩和している。(補助率:1/2等)	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
フラット35地域連携型 (住宅金融支援機構による支援)	—	—	—	—	—	コンパクトシティ形成等の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による住宅の建設・購入(付随する改修・除却を含む。)に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる。 【支援内容】 居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、住宅ローン(フラット35)の金利引下げ(当初5年間、0.25%引下げ)	国土交通省 住宅局 住宅経済・法制課住宅金融室
空き家・空き地等の流通の活性化の推進	—	—	—	—	—	自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できる全国版空き家・空き地バンクの活用を促進する。	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課
クラウドファンディング等を活用した 空き家・空き店舗等の再生の推進	—	—	—	—	—	小規模不動産特定共同事業の円滑な推進と投資家保護を図るため、事業者向けの実務手引書等を周知【平成30年4月】。	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置	—	—	○	—	・租税特別措置法第83条の3 ・地方税法附則第11条第12項	不動産特定共同事業を活用した民間投資を一層推進するため、特例事業者、適格特例投資家限定事業者及び小規模不動産特定共同事業者が取得する一定の要件を満たす不動産について、登録免許税及び不動産取得税の特例措置を講じる。 【税制措置】 登録免許税、不動産取得税	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
不動産特定共同事業(FTK)の利活用促進ハンドブック	—	—	—	—	—	事業者、自治体及び金融機関等の関係者に、不動産特定共同事業の活用を周知するため、FTKの意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめたハンドブックを周知【令和6年7月】。 関連URL: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001519666.pdf	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置	—	—	○	—	・租税特別措置法第83条の2の2 ・地方税法附則第11条第3～5項	Jリート及び特定目的会社が不動産を取得する場合における不動産流通税の特例措置を講じる。 【税制措置】 登録免許税、不動産取得税	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
不動産投資の普及促進	○	—	—	—	—	不動産特定共同事業の意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめた「不動産特定共同事業(FTK)の利活用促進ハンドブック」を周知するとともに、地域を選定して不動産証券化に関するセミナー等を開催した上で、地域の関係者等が参画する会議への参加を促し、関係者間の連携体制を構築することで、地方における不動産証券化に精通した人材の育成と、質の高い不動産ストックの形成促進を図る。	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

⑧学校・教育との連携の視点

○多様な学習活動に対応した機能的な学校施設を整備する観点や、学校を拠点として、まちづくりや地域コミュニティの形成を図る観点から、地域の実情に応じ、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室等の活用が進められている。
○コンパクトシティの形成に向けて、拠点エリアに必要な都市機能を誘導する際に、学校施設と他の公共施設等との複合化、廃校施設や余裕教室等の活用などの施策と連携することが期待されている。

学校施設の有効活用等の支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の簡素化・弾力化	—	—	—	○	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)	国庫補助を受けて整備した公立学校施設を処分制限期間内に転用等する場合の財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化 関連URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm	文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課
公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引	—	—	—	—	—	学校統合を行う場合、小規模校を存続させる場合、休校した学校を再開させる場合の考え方等をとりまとめた手引の中で、まちづくりの総合計画の一環として児童福祉施設、社会福祉施設、役場施設等と学校施設との複合化も一例として紹介している。 関連URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm	文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室
報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」	—	—	—	—	—	本報告書(平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)では、学校施設の複合化について、アンケート調査や現地調査等により実態を把握し、複合化の特徴や課題を整理した取組事例を掲載するとともに、複合化に係る基本的な考え方や計画・設計上の留意事項等を示している。 関連URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1364500.htm	文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課
体育・スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金)	○	—	—	○	学校施設環境改善交付金交付要綱等	社会体育施設及び学校体育施設は、地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場や、児童生徒等の学習の場であり、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性を確保することは極めて重要である。地方公共団体が社会体育施設及び学校体育施設の整備に要する経費の一部を、国が交付金として交付している。	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) 付
都市構造再編集中支援事業	○	—○	—	—○	都市再生特別措置法、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】 1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等)	国土交通省 都市局 市街地整備課

⑨防災との連携の視点

○コンパクトシティの形成に取り組むに当たっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への都市機能や居住の誘導を推進することが重要である。
○また、災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、災害リスクを軽減するために河川、下水道等の整備を重点的に推進することが重要である。

1) 面的な整備により対象地区の防災性向上を図る事業への支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
防災街区整備事業	○	○	○	○	密集法 住宅市街地総合整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	密集法に基づき建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める事業手法。老朽化した建築物を売却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を支援する。 【補助率】 1／3 【税制措置】 所得税、法人税 等	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	－	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 ○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災防災工場を図ることを目的とする事業。 【交付率】 4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生区画整理事業	○	○	－	－	土地区画整理法、社会資本整備総合交付金交付要綱等	都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を目的とする土地区画整理事業への支援。	国土交通省 都市局 市街地整備課
市街地再開発事業	○	○	○	○	都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱、租税特別措置法、地方税法等	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 【補助率】 1／3 【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税、固定資産税等	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
都市防災総合推進事業	○	○	－	－	社会資本整備総合交付金交付要綱	避難地・避難路等の公共施設整備や地区緊急避難施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援 【交付率】1／2、1／3、2／3※ ※南海トラフ特措法又は日本・千島特措法に基づく一定の要件を満たす場合 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	国土交通省 都市局 都市安全課
宅地耐震化推進事業	○	○	－	－	社会資本整備総合交付金交付要綱	大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を行うとともに、対策工事等に要する費用について支援。 立地適正化計画における防災指針に即して行われる事業について、対策工事等の国費率を嵩上げ(1/4・1/3→1/2)。	国土交通省 都市局 都市安全課
居住誘導区域等権利設定等促進事業(防災移転支援事業)	－	－	○	○	都市再生特別措置法109条の7等	災害ハザードエリアから立地適正化計画の居住誘導区域又は都市機能誘導区域に住宅又は施設を移転する場合において、市町村が防災移転支援計画を作成・公告し、手続きの代行等を行う。 当該事業を活用した移転者に対しては、登録免許税や不動産取得税の税制上の特例措置による支援を実施。 ○【登録免許税】本則の1／2軽減 (所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記) 【不動産取得税】課税標準から1／5控除	国土交通省 都市局 都市安全課

2) 防災機能を併せて整備する建築物への支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	○	－	－	－	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者に対して、助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 【補助率】 3／100、5／100、7／100	国土交通省 住宅局 市街地建築課 都市局市街地整備課
共同型都市再構築業務(民都機構による支援)	○	－	－	○	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条1項第1号	地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業等に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持分を事業者に譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年以内の半年賦又は10年以内の一括弁済で民都機構に返済。 平成30年度より、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体等へ賃貸する、「公民連携促進型」を同機構の業務に追加。これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリスクを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の更新・再編等を加速化。 関連URL: http://www.minto.or.jp/products/reconstruction.html	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
メザニン支援業務(民都機構による支援)	○	－	－	○	都市再生特別措置法第71条等	特定の区域において行われる防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対して、民間都市開発推進機構によるメザニン資金(貸付・社債取得)の提供を通じて、一般的に調達が難しいとされるミドルリスク性資金を長期安定的に供給。追加の環境要件を満たす大規模な民間都市開発事業に対する支援においては、より長期で安定的な資金供給を行うために貸付期間の延長(20年以内→40年以内)を行う。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

3)その他の施策

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	○	—	—	—	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱 等	居住誘導区域外に立地する一定規模以上の医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設を移転するときに、移転跡地の緑地等整備を支援 立地適正化計画に跡地等管理等区域として位置づけられた、又は位置づけられる見込みの区域における建築物跡地等の管理上必要な敷地整備（芝生や花壇の設置等）を支援 令和2年度からは、立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査についても支援	国土交通省 都市局 都市計画課
都市構造再編集中支援事業	○	—○	—	—○	都市再生特別措置法、都市構造再編集中支援事業費補助金交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 ○補助率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）	国土交通省 都市局 市街地整備課
想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波の浸水想定区域指定及びハザードマップ作成の推進	○	—	—	○	水防法 津波防災地域づくりに関する法律	平成27年の水防法改正等を踏まえて、国・都道府県等において想定しうる最大規模の洪水、雨水出水、高潮、津波による浸水想定区域の指定を促進するとともに、平成28年度には水害ハザードマップの作成の手引き等の整備を行うなど、市町村がハザードマップを作成するための技術的支援を実施している。 これまでは、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていた。平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策に拡充した。 (※交付対象の例(ソフト対策)：洪水浸水想定区域図の作成 洪水ハザードマップの作成 等) また、令和3年の水防法改正を踏まえて、令和4年度からは、防災・安全交付金によるハード整備を実施していない場合であっても予算支援ができるよう「水害リスク情報整備推進事業」、「内水浸水リスクマネジメント推進事業」を創設するとともに、防災・安全交付金「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を拡充し、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2については、総事業費に占めるソフト対策の上限2割を超えた支援を可能とした。 ※1：津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域 ※2：従来の交付対象であるハザードマップ作成含む	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室 海岸室 大臣官房参事官(上下水道技術)付
特定都市河川流域における支援制度	○	—	—	○	特定都市河川浸水被害対策法	(特定都市河川浸水被害対策推進事業) ・特定都市河川流域において浸水被害の防止のため、地方公共団体、民間事業者等の雨水貯留浸透施設の整備を支援 ・貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等を支援※令和4年度予算案提出(一部拡充) ・貯留機能保全区域に貯まった水の早期排水が可能となるよう地方公共団体が行う排水施設の整備を支援※令和5年度予算案提出(一部拡充) ・特定都市河川の指定後、速やかに「流域水害対策計画」を策定し、流域のハード・ソフトの取組を計画的に実行するため、都道府県が行う計画策定を支援※令和5年度予算案提出(一部拡充) ・浸水リスクにさらされる地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図るため、貯留機能保全区域もしくは浸水被害防止区域内の宅地のかさ上げ、家屋の移転等を支援※令和6年度予算案提出(一部拡充) ・流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めるために、計画策定後、目標達成に向けた対策の具体化や合意形成の取組に対して計画策定から5年以内に限り支援※令和7年度予算案提出(一部拡充)	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
	—	—	○	○	特定都市河川浸水被害対策法	【固定資産税】特定都市河川流域や浸水被害対策区域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設について、課税標準を1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準：1/3)。	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
	—	—	○	○	特定都市河川浸水被害対策法	【固定資産税・都市計画税】貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、2/3～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準：3/4)。	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
まちづくり連携砂防等事業	○	○	—	○	砂防法 都市再生特別措置法 市町村管理構想 等	・砂防事業の計画とまちづくりの計画の一体的な検討が行われている場合、立地適正化計画において居住誘導区域として設定された区域、及び立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針または市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域を対象とした砂防関係施設の整備を支援。なお、本事業においては急傾斜地崩壊対策事業のかけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充(令和5年度)。	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防計画課
水害リスクマップ	—	—	—	—	—	・土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択など、流域治水の取り組みを推進するため、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した水害リスクマップを作成・公表。	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	○	○	—	—	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)交付要綱 等	平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とすることを目的に、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時業務を維持すべき公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援。	環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課
防災集団移転促進事業	○	○	○	○	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	災害ハザードエリアにおける住宅の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う移転先の住宅団地の整備や移転元地の買取り等に対して、国庫補助を行う。 南海トラフ地震等の巨大地震に伴う津波被害が想定される一定要件を満たした市町村において、災害発生前の小規模かつ段階的な移転を可能とすることにより、津波被害の軽減を図り、事前防災まちづくりを推進。	国土交通省 都市局 都市安全課

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に関連する支援施策集(令和7年度更新:赤字)

⑩広域連携の視点

○複数市町村による広域的な生活圏や経済圏が形成されている場合、関連する市町村が連携して立地適正化計画を作成することにより、当該圏域における都市機能(医療・福祉・商業等)を一定の役割分担の下で整備・利用することができ、効率的な施設の整備・管理が可能となることが期待される。
○連携中枢都市圏を形成する自治体間や鉄道等の公共交通沿線の自治体間で、例えば拠点病院等の高次の都市機能や公共交通の充実等について連携することも考えられる。

1) 複数市町村が連携したコンパクトシティの形成に関する支援措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	○	—	—	—	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱 等	複数市町村が連携して行う立地適正化計画の作成の前提となる広域的な立地適正化の方針の作成に要する経費の支援。 広域的な立地適正化の方針の作成に向けた合意形成の取組に対し、専門家の派遣並びに住民説明資料の作成等に必要な検討調査等に要する経費の支援。 令和2年度より、立地適正化計画作成の支援対象として、複数市町村からなる市町村都市再生協議会を追加。	国土交通省 都市局 都市計画課
都市構造再編集集中支援事業	○	—○	—	—○	都市再生特別措置法、都市構造再編集集中支援事業費補助金交付要綱 等	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が「持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業」。 ※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。 【補助率】 1/2 (都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、 45% (居住誘導区域内等)	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法第47条、社会資本整備総合交付金交付要綱	○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。 【交付率】 4割	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市・地域交通戦略推進事業	○	○	—	—	都市・地域交通戦略推進事業交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱等	コンパクトシティの形成に向け、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。 【補助率】 1/3、1/2[立地適正化計画に位置付けられた事業等]	国土交通省 都市局 街路交通施設課
まちなかウォーカブル推進事業	○	○	—	○	都市再生特別措置法、都市再生推進事業費補助金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の 既存ストックの再・利活用 、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進 【補助率】 1/2	国土交通省 都市局 街路交通施設課
鉄道沿線まちづくりガイドライン	—	—	—	—	—	鉄道沿線の地方公共団体や交通事業者が連携して取り組む「鉄道沿線まちづくり」について、相互の連携の「場づくり」のための方針を示すものとして策定。(平成27年12月) 関連URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000036.html	国土交通省 都市局 街路交通施設課
都市再生コーディネート (都市再生機構による支援)	○	—	—	○	独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第6号	立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市再生機構が、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を実施。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課

2) 連携中枢都市圏の形成に関する措置

施策等の名称	予算措置の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	制度等の概要	所管
連携中枢都市圏構想の推進	○	○	—	—	連携中枢都市圏構想推進要綱	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏を形成する取組を支援。 さらに平成27年度より、圏域として取組む事業に対して地方交付税措置を実施。	総務省 自治行政局 市町村課